



健全化判断比率 を公表します

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法といいます）が平成21年4月に全面施行されました。

これにより、すべての地方公共団体において4つの健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

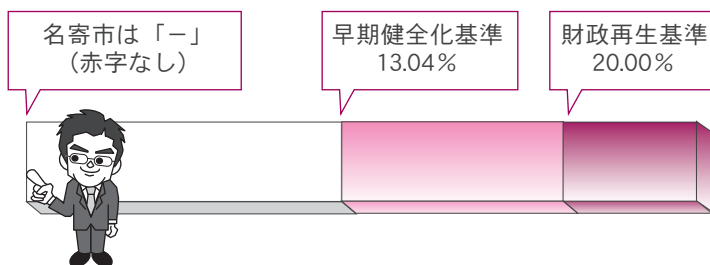
平成23年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果

名寄市は、4つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

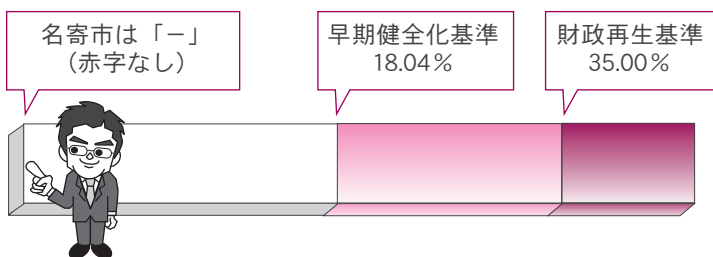
①実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。
家計で言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

▶名寄市は赤字がありません



▶名寄市は赤字がありません



②連結実質赤字比率

名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

平成23年度決算に基づく資金不足比率の算定結果 (地方公営企業の経営の健全化に関する指標)

○「資金不足比率」とは？

資金不足比率とは各会計の事業の規模に応じた資金の不足額の比率を言います。

平成23年度決算では右に掲げている各会計とも資金不足額がないため、資金不足比率はありません。（資金不足額がないため、資金不足率は「-」と表示しています）

特別・企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	-
病院事業会計	-
簡易水道事業特別会計	-
公設地方卸売市場特別会計	-
食肉センター事業特別会計	-
下水道事業特別会計	-
個別排水処理施設整備事業特別会計	-

名寄市の健全化判断比率・資金不足比率について

名寄市の平成23年度決算における健全化判断比率および資金不足比率については、平成22年度に引き続いていずれの指標も早期健全化基準を下回っており、健全な水準にあると言えます。

実質赤字比率および連結実質赤字比率については、名寄市の一般会計および全会計において赤字が生じていないことから、比率はありません。

また、実質公債費比率については、前年度より1.6%下がって14.8%、将来負担比率については、15.8%下がって69.8%となりました。

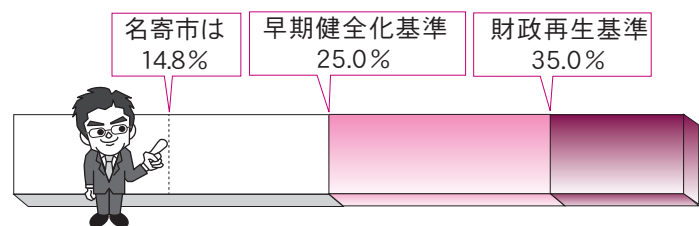
これは、歳入・歳出の両面から見直しを進めてきたことが一定の成果を挙げたものと言えますが、引き続き、将来を見据え健全な財政運営に努めていきます。

(地方公共団体の財政の健全化に関する指標)

③実質公債費比率

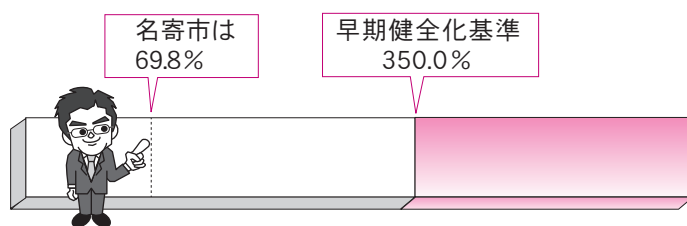
借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

名寄市は14.8%（前回16.4%）でした。今後もより一層、公債費の適正管理に努めてまいります。



名寄市は道内35市中24番目に位置しています（速報値）

名寄市は69.8%（前回85.6%）でした。今後もより一層、財政健全化に取り組んでまいります。



名寄市は道内35市中6番目に位置しています（速報値）

④将来負担比率

名寄市の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

○早期健全化基準は黄色信号！ 財政再生基準は赤信号！！

それぞれの地方公共団体が公表する4つの指標の1つでも、財政健全化法で定める「早期健全化基準」を超えると、財政の健全性が黄色信号としての「早期健全化団体」になり、さらに比率が悪化し「財政再生基準」を超えると、赤信号としての「財政再生団体」として財政健全化法に基づく取り組みが義務付けられます。

具体的には、

- 早期健全化団体…市議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。
- 財政再生団体…市議会の議決を経て、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。